

川崎市告示第154号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり自転車等放置禁止区域の指定を変更したので、同条第2項の規定に基づき準用する同条例第7条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年3月26日

川崎市長 福田紀彦

指定の効力 発生年月日	指定場所	
	指定区域	区域図
令和8年4月1日	大師橋駅周辺	別図のとおり
令和8年4月1日	武蔵新城駅周辺	別図のとおり



